

——同和教育シリーズ——

特集 =

部落差別は、明治以後

なぜ残されたのでしよう

前回の同和教育シリーズまで約一年間にわたって、被差別部落が作られた過程を詳しく述べきました。そして、部落の歴史を学んだ小学生と同和教育推進講座を受けた方々の感想文を紹介しました。

部落差別をなくす運動を続けてきた先人、山本文平さんは、「部落問題を知る」ということは、人間を知り、社会を知り、日本を知ることである。

から、すべてが始まる」という言葉を残していますが、先の二人の感想文でも、部落問題を学び、現在も続いている不合理な差別に憤りを感じ、「正しいことを知ること」そのための学習の大切さを訴えています。

そこで、今月から特集「部

落差別は、明治以後なぜ残されてきたのでしょうか」を四回に分けて掲載します。「解放令」が出され、被差別部落の人たちの身分はなくなり、部落問題はもうとっくに解決されているはずなのに、どうして今まで部落差別が残されてしまが、考えてみましょう。

「解放令」は

出されたが

封建時代の徳川幕藩政治から、明治維新を迎えて間もなく、明治政府は太政官布告第六一号によって、いわゆる「解放令」を出しました。「えた・非人等の称を廃され候條、自今、身分職業共、平民同様たるべき事」という

ものです。この「解放令」によって、これまでの賤民身分は、その差別的な呼び方とともに解消され、農・町人と同じ身分になりました。百十一年も前のことです、このときから、部落差別は日本の社会から永久に消えることになったのです。

ところがどうでしょうか、被差別部落の人たちの身分はなくなりたにもかかわらず、部落差別は百年以上たつた今もなお生き続けているのです。

「解放令」は、被差別部落の人たちにとっては夢にまで見たことが現実のものとなり、それはたいへん大きな喜びでした。あの骨がきしむほどに

つらい差別の言葉を聞くかくなっています、どんな職業にも自由に就くことができるよう

です。この「解放令」に差別的な呼び方を廢止し、職業の自由を認めたという点で、当時としては大きな意義を持つていました。しかし、よく読んでみると「差別的な呼び方は廃止された」「これから身分も職業も平民と同様であるべき」としか書かれていません。これはそういうたてまえになったといふだけで、そのためには政府自ら差別解消に努力するとは書いていないのです。

なったというのですから、被差別部落の人たちは、赤飯を

たいて祝ったといいます。

差別的な呼び方を廢止し、職業の自由を認めたという点で、当時としては大きな意義を持つっていました。しかし、よく読んでみると「差別的な呼び方は廃止された」「これから身分も職業も平民と同様であるべき」としか書かれていません。これはそういうたてまえになったといふだけで、そのためには政府自ら差別解消に努力するとは書いてないのです。

なったというのですから、被差別部落の人たちは、赤飯を

たいて祝ったといいます。

差別的な呼び方を廢止し、職業の自由を認めたという点で、当時としては大きな意義を持つっていました。しかし、よく読んでみると「差別的な呼び方は廃止された」「これから身分も職業も平民と同様であるべき」としか書かれていません。これはそういうたてまえになったといふだけで、そのためには政府自ら差別解消に努力するとは書いてないのです。

なったというのですから、被差別部落の人たちは、赤飯を

たいて祝ったといいます。

差別的な呼び方を廢止し、職業の自由を認めたという点で、当時としては大きな意義を持つっていました。しかし、よく読んでみると「差別的な呼び方は廃止された」「これから身分も職業も平民と同様であるべき」としか書かれていません。これはそういうたてまえになったといふだけで、そのためには政府自ら差別解消に努力するとは書いてないのです。

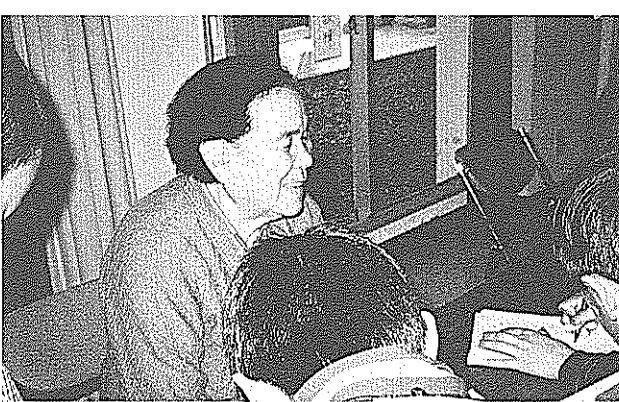
なったというのですから、被差別部落の人たちは、赤飯を

たいて祝ったといいます。

近代戸籍には平民という身分のほかに「旧えた」「新平民」などという差別的な用語をわざわざ記入しています。これが後々までも差別を残す大きな要因の一つになりました。

解放令を出す前の明治二年に、皇族・華族・士族・平民という新しい身分制度をつくっています。また、明治五年の

のでしょうか。明治政府は「解放令」は出しましたが、部落差別を根本的に解消する意図など全くなかったのです。その証拠に、明治新政府は、



織字学級で学ぶおばあちゃん